1786年英仏通商条約(イーデン条約)

蔵谷哲也

The Anglo-French Commercial Treaty of 1786 (Eden Treaty)

Tetsuya Kuratani

ABSTRACT

The commercial treaty of 1786 between France and England seems to be an undeniable triumph of the disciples of Adam Smith and the physiocrats. On behalf of England, William Pitt, the Younger was said to be an adherent to *Wealth of the Nations*. The Comte de Vergennes, the French negotiator, was allegedly under the influence of Physiocracy. The significance of the treaty is that though the duration of the treaty was rather short due to the changes of surrounding circumstances, it played the role of trailblazer leading to the culmination of free trade, that is, the Anglo-French Treaty of 1860.

Keywords: William Pitt the Younger, the Eden-Rayneval treaty, Vergennes, 1786

1. はじめに

英仏は中世紀初頭から通商上の敵同士であった。この敵対関係はおおよそ1世紀の間続いた。ところが、この1786年の英仏通商条約は2カ国間の多くの保護関税を廃止するか逓減させた。それゆえ、フランスのブドウ酒はポルトガルのワインと競合しながら、イギリス市場に参入することを得た。そしてイギリスの製造品はフランス市場への参入が与えられた。1この条約の自由な条項からすると、アダム・スミスやフランス重農主義者にとっては明白な勝利であった。2彼らの間では見解の相違があるとしても、合法的貿易を窒息させる貿易禁止や禁止的関税を非難する点では合意しているはずである。

本稿の目的は、この条約に至る背景、意義、条約 発効後の状況について多少の考察を試みることであ る。

2. 英仏間貿易

18世紀を通じて、英仏間の合法的貿易は航海法によって課された貿易制限と高関税、そして輸出入禁止ゆえに低減された水準にあった。それらの自然な帰結とは、密貿易であった。3イギリスの輸出税は

概して脱税を引き起こすほど大きくなかった し、1721年にほとんどの輸出税は廃止された。しか し、いくつかの輸出禁止は残されたままであった。 そして、その中の一つは顕著な密貿易を導いたこと で有名である。イギリス製羊毛がそれである。外国 で外国の原料と混合するために特に価値があるよう な品質を持っていたので、密かに輸出された。こう した密輸に対する罰は1788年法によって劇的に高め られたが、これが大いに役立ったかどうかは疑わし く、非合法貿易は継続したという。輸入に関しても 密貿易は広範囲にあった。場合によっては、高関税 を課される鉄の棒は、関税の低い例えば銅として偽 装し、税関を通して持ち込まれた。生産地が外国の 財は海上に降ろされて、それから陸揚げし、その後 で再輸出された。こうすることによって、決して支 払われなかった関税の戻し税をこの財の所有者は受 け取ることが出来た。密貿易の中にはイギリスで消 費される奢侈財があった。フランスから税関を通し て持ち込まれた財は通常の関税のみならず、50%の 特別従価税が課された。それゆえ、フランス製の絹、 ブランデー, ブドウ酒の密輸に対する特別な刺激が 存在した。その他には茶、コーヒー、コショウ、キ ャリコ、綿モスリン、インド更紗も密貿易の対象に なりがちであった。4

アダム・スミスは『富国論』で以下のようにイギ リスのフランスに対する禁止的関税に関して述べて いる。イギリスではポルトガルや、他の国々のぶど う酒よりも、フランスのぶどう酒にはより高い関税 が課された。いわゆる1692年の関税によって、全て のフランス財には、評価額の25%の関税が課せられ たが、他の国々の大部分の財ははるかに低い関税が 課された。それらが5%を超えることはまれだっ た。フランス製のぶどう酒、ブランデー、塩、酢は 実際のところ、除外された。これらの財は、他の法 律または同じ法律の特定の条項によって、他の重関 税を課せられていたからである。1692年の最初の関 税が十分な輸入抑制を与えなかったと考えられたの で、1696年には2回目の25%の関税がブランデーを 除くすべてのフランス財に課された。それと同時 に、フランス製ブドウ酒には1トン当たり25ポンド の従量税、フランス製の酢には1トン当たり15ポン ドの従量税が課された。関税率表に列挙されるすべ てまたは大部分の財に課されてきた一般的上納金 (general subsidies) または5%の関税のどれにつ いてみても、フランス財は除外されたことが決して なかった。3分の1上納金と3分の2上納金が1つ の完全な上納金制度を成すとすれば、これらの一般 的上納金は5つあった。その結果、現在の戦争開始 前には、フランスで栽培、生産、製造される財の大 部分に対して課されうる関税は最低でも75%である と考えられる。しかし、大部分の財にとっては、こ うした関税は輸入禁止に等しい。フランスもイギリ スの財を厳しく扱ってきたであろうと考えられ、英 仏間では密輸業者が主な輸入業者であったと述べて いる。5

3. イーデン条約の背景

この条約はイギリス側交渉者ウイリアム・イーデン(William Eden)にちなんで名づけられた。 6 フランス側からみると、ヴェルジェンヌ条約(the Treaty of Vergennes)という。 7

この条約に至る一つの背景は1783年のイギリスと フランス間での平和条約の18条である。⁸この条文

では、互恵と相互利益の同じ条件での新規の貿易取 極めに合意するために、2カ国が2カ国間通商状況 探究委員会を任命することを謳っている。この新規 の通商条約を1786年1月1日までに締結の完了をす 政治的事情でこの締結日の延長を求め、フランス側 代表のヴェルジェンヌはその延長に合意した。10と はいっても、フランス政府はただちに行動を起こす 必要があると考えていたので、ベルサイユ条約を早 急に履行させるために、イギリス政府に対して強要 の措置を取った。イギリスからの輸入品に対する規 制や禁止の法令を発布した。より具体的には、イギ リスからの輸入は原材料のみ許可されたり. フラン スの小売店では「イギリス製の商品」の広告を提示 することが許可されなかった。11785年2月には、 全てのイギリス製の馬車に60%の従価税を課し、12 6月には、イギリスのフランスとの貿易を20%減ら すと期待される手段として外国製の布輸入を制限し た。10月には外国製金属製品の輸入が禁じられ た。13これらの法令は厳格に施法はされなかったも のの、イギリス側を動かすことに役立った。すなわ ち、1785年末、イギリスは有能な交渉家ウイリアム・ イーデンを指名し、通商条約交渉の準備を開始した のである。

イギリスが北アメリカを喪失する時の、通商と財 政上の意味合いは某大であるとフランスは考えた。 イギリスの植民地との貿易額は年500万ポンドを上 回り、800から900の帆船を使っていたから、イギリ スと植民地間での緊張は、フランスがイギリスのこ の利益に取って代わる機会を与える可能性があっ た。この緊張の状況は、イギリスが植民地戦争で弱 められ、欧州内の諸問題の共同仲介者としてフラン スと協働して欲しいというヴェルジェンヌの強い願 望をさらに鼓舞した。フランスのヴェルジェンヌ外 務大臣とレイネヴァル(Joseph Matthais Gérard de Rayneval) 国務次官は英仏間の親交関係の回復を促 進することを願っていた。特に関税歳入を増加させ ることで公共財政を強化し、フランスの輸出、特に ワイン輸出を促進し、競争を促進することで、フラ ンスの製造業を完成させ,成功させることを願っ 120 14

ピット政権が外交政策を追求するのに十分確立されたのは1784年春の時期であった。15 戦争の影響から回復し、アイルランドのより緊急な問題が解決するまでは、欧州の諸問題に巻き込まれることをためらっていたのである。そしてさらにイギリスとアイルランドの経済統合のピットによる提案とそれに関する論争があり、16 1784年10月から1785年8月まではイギリス政府はこの事態に集中していた。イギリスとアイルランドが経済統合を獲得していれば、フランスとの条約交渉でより有利な条件を引き出すことができたかもしれない。この提案が結果的に失敗に終わってから、欧州において通商問題に取り組む機会が出現した。17

しかし、実際のところはイギリスが主要な勢力を持ち、フランスの立場は権力のない長老のような立場であった。そしてその上、ヴェルジェンヌは、植民地諸経済を本国が独占的に支配するという重商主義的制度にあまり依存することなく、より開放された国際貿易を強調する知的概念をその協働の中に組み込むことを願望するようになった。レイネヴァルはヴェルジェンヌの全き信任を受けていたが、英仏条約交渉において、互恵原理が交渉の基礎にあるべきだと答えている。18 イギリスにもヴェルジェンヌのビジョンのいくつかの側面を共有する政治家がいて、彼らは1780年代に政府要人となり、1786年通商条約締結に有益だったのである。19

ヴェルジェンヌ(the Comte de Vergennes)はヘクシャーの説明によると、重農主義の影響下にあったという。ヴェルジェンヌとそのお付き人は重農主義者から、1国の富は、ある時点で国内に偶然存在した金や銀の量ではなく、むしろ、その国自体の自然な生産物から成ることを学んだはずである。20そして、ヴェルジェンヌは諸哲学者のちょっとした弟子であり、フランスのある政治的影響を持つ団体と重農主義的観点を共有していたので、目的を達成することができたという。21

外務大臣ヴェルジェンヌとその代理者レイネヴァルは英仏間の親交関係の回復と関税歳入の増加によって財政を強化し、さらにワインを始めとする輸出

振興,フランス製造業の完成と成功を保証する競争の奨励を通商条約を通して強化することを願ったのである。²² 関税歳入の増加とは、高関税が低減されると、密貿易が減少し、以前はフランスに密輸入されていた財に課税することによって可能になると期待された。²³

イギリスにとって、新しく、より自由な通商政策 の開始を示すものはノース卿 (Frederick North) が 1779年から1780年にとったアイルランド貿易の自由 化の試みであり、24 1785年のピット (William Pitt the Younger; 通称小ピット) のイギリスとアイル ランドの関税同盟の提案、 でそして1786年の英仏通 商条約である。26ピットの自由貿易達成の第一歩 は、イギリスとアイルランド間の通商関税をすべて 除去することであった。これはアイルランド側が提 案を拒否したことと、イギリス側でも多くの反対が あったことから、失敗に終わった。しかし、フラン スとの通商の関係においては成功した。すなわち 1786年の通商条約である。しかし、数年後、欧州を 圧倒した戦争のせいで、後続となる一連の条約の最 初の条約となることはなかった。結果的にこの条約 は単なる一つの実例になる運命だった。27

ピットはイギリスのために通商条約を締結するた めの強力なチームを招集した。つまり、以前の政治 的志向が何であろうと, 有能な人々を招集した。例 えば、1786年、ウイリアム・イーデンを招集したが、 この人はピットのアイルランド提案の反対者の一人 であった。28 そうであっても、イーデンは財政と通 商の専門家であった。20欧州大陸の国々はお互いに 通商条約を求めあっていた。世の傾向が自由貿易ま では行かないにしても, 通商条約や, 相互譲許に基 づく国際取極めに対して好意的であった。30フラン スはすでにポルトガルと条約を結んでいたし、ロシ ヤやスペインとも結ぶ予定であった。アダム・スミ スの弟子であるから、ピットは、より自由な貿易を 追求するのに奨励は必要なかった。3118世紀後半の 通商条約は自由貿易を構成するものではなくどちら かと言えば, 互恵条約であり, 特定の関税を軽減し たり、船舶輸送にアクセスを与えるものであった。32

ピットがアダム・スミスの信奉者であることは次

のいくつかの記録から分かる。一つは1792年の有名 な予算演説の中で、彼の政策の特質は少なからず『富 国論||の著者に負っていることが見出される。この 著者は残念なことに今は生きていないが、その達観 した研究の詳細かつ深遠な博学は通商史や政治経済 の諸制度に関係した全ての問題の最善の答えを与え ることを信じていると述べている。33そして、『国 富論』の著者が、一流の政治家たちによって受け入 れられた熱狂さは、メルヴィル卿が、その本の出版 後すぐにスミスを招待したウィンブルドンでの夕食 会の時に起こったことから推定することができよ う。ピット、グレンヴィル、アディントン等がその 中の客にいたが、スミスは遅れてきて、そのことを 詫びた。その時、そこにいた一同は起立して、ピッ トが叫んだ。「あなたが着席されるまで、我々は起 立しております。なぜなら、我々は皆あなたの教え 子でありますから。」34

また、スミスもピットに大いなる敬意を払っていたことが次の挿話からうかがえる。シッドマウス卿(Lord Sidmouth)がピット邸でダンダス(Dundas)とアダム・スミスと共に正餐を取っていたことがあった。その食事の後で、アダム・スミスはシッドマウス卿に語った。「ピットはなんとたぐいまれな人物であろうか。ピットのおかげで自分自身の思想を以前よりよりよく理解できた。」55

さらに、庶民院でのアダム・スミスの原理を信奉 した熱意からすると、ピットはケンブリッジ大学に おいてでさえ、『国富論』の根気強い愛読者であっ たと結論できる。³⁶

ピットは通商を国富増大と諸国間の緊張緩和の両方のための最善の手段であると考えていた。『諸国民の富』を読み、諸国間の貿易戦争は国益にならないと信じるようになった。つまり、貴金属の蓄積が1国の富の尺度とする重商主義制度やお互いの輸入財に対して膨大な関税障壁を立てることは国益ではないというのだ。そこで、1784~92年の間に少なくとも欧州8カ国との間で貿易交渉がなされたことは驚くに値しない。そしてさらに欧州における貿易拡大はアメリカ植民地喪失を埋め合わす手段であると考えた。他の欧州諸国は通商取極めを求めていたの

で、取り残されないことも重要であった。この相次 ぐ通商活動の中で最も重要な結果がフランスとの イーデン通商条約であった。当時としては驚くほど 徹底的な公文書であった。英仏の臣民にパスポート 無し、そして、免税で自由に互いの国に入国するこ とを与えた(第4条)。37また 2カ国の植民地間で の航海と貿易の自由も確立された。38

この条約が締結された時、イギリス製造業者の意見は二分化していた。イギリスの製造業評議会(Chamber of Manufacturers)は完全な合意をもつことから程遠かった。より歴史のある製造業は極端な保護という伝統的政策を好んだが、新鋭製造業は、安価な原料と財の販売のための自由市場を確保することが主要な利益であることに気付き始めていた。通商拡大の願望は、機械産業と大規模生産が登場したところで既に感じられて、通商拡張を容易にさせる方策はより啓発された製造業者の支持を得る運命にあった。39生産力が急速に拡大している製造業者にとっては市場拡大が必須であるから、この条約が取り極められることを熱望していたことは言うまでもない。40

4. イーデン条約の関税条項(第6条)41

1) 1783年の平和条約の18条に準拠して、2カ国間のよい調和を強固なものにして、その調和の幸福な影響を二カ国のそれぞれの国民にもたらす最も望ましい効果をもたらす方法とは、互恵と相互都合を基礎とした通商制度の採択であること。2) この条約によって、約1世紀におよぶ2カ国間での貿易禁止と禁止的関税を廃止すること。3) この条約は両国のそれぞれの生産と産業にとって最も堅固な優位を確保するかもしれない。4) 合法的貿易に対するのと同様に公的収入に害をなしていた密貿易を終了させるかもしれない。これらの事柄がこの条約が目指

この条約の前文には次のような内容が含まれる。

この第6条は以下のように13項から成っている。 第1項:フランスから直接イギリスに輸入される フランス製ぶどう酒は、ポルトガル製ぶどう酒に支

すものであることが読み取れる。

払われる関税よりも、より高い関税が支払われることは決してない。フランスから直接アイルランドに輸入されるフランス製ぶどう酒は、ポルトガル製ぶどう酒に支払われる関税より高い関税を支払うことはない。

第2項:現在1トン当たり、67ポンド5シリング3と12/20ペニー支払われるフランス製の酢は、将来において、イギリスでは32ポンド18シリング10と16/20ペニーを上回る関税を支払うことはない。

第3項:フランス製ブランデーはイギリスの尺度で4クオートに相当する1ガロン当たり、9シリング6と12/20ペニーの代わりに、将来はイギリスでは7シリングのみ支払えばよい。

第4項:フランスから直接輸入されるオリーブ油は、最恵国待遇国より輸入される同じ財に現在支払われる関税を上回る関税を今後は支払われることを要しない。

第5項:ビールは相互的に30%の従価税を支払うこと。

第6項:金物,刃物,家具,旋盤細工,大物や小物を含む鉄製,鋼鉄製,銅製,真鍮製のその他あらゆる付属品は類別される。そして,最高の従価税は10%を上回ってはならない。

第7項:欧州における両国の領土において製造されたすべての種類の綿製品とメリヤスを含み、編物であろうが織物であろうが羊毛製品は両国において12%の従価税が支払われる。ただし例外として、絹と混紡のすべての木綿または羊毛の製品は両国において輸入禁止のままである。

第8項:キャンブリック生地とローン生地は両国において、イギリスの尺度で7と3/4ヤードのデミピース当たり、5シリングまたは6リーブル(livres Tournois)支払うこと。ゼそして、欧州における両国領土で製造された亜麻または大麻で作られたリンネル製品(linens)は、イギリスまたはフランスにおいて、オランダやフランダースのリンネル製品がイギリスに輸入される時に現在課される関税よりもより高い関税が課されることはない。そして、アイルランドまたはフランスで製造された亜麻または大麻で作られたリンネル製品は、オランダで

製造されたリンネル製品がアイルランドに輸入される時、現在課される関税よりもより高い関税を課されることはない。

第9項:馬具類は相互的に従価税15%が支払われる。

第10項:あらゆる種類の紗は相互的に従価税10%を支払うこと。

第11項:あらゆる種類のモスリン,ローン生地,キャンブリック生地,紗で作られた婦人用帽子または現行関税の下で輸入を許されたその他のあらゆる種類の物品で作られた婦人用帽子は相互的に従価税12%を支払うこと。もしも関税率表に記されない物品がその製造に用いられたなら,最恵国によって同じ物品に支払われる関税よりも高い関税を支払うことを必要としない。

第12項:陶器,土器そして陶器は相互的に12%従 価税を支払うこと。

第13項:板硝子,一般のガラス製品は,12%の従 価税を支払い,双方への輸入が認められる。

他の条項は商売や運輸に関する規制を緩和するものであった。特に言及されていない商品については 最恵国条項が差別に対する保障をした。⁴³

5. イーデン条約の意義

1) フランス重農主義者原理を実践したもの

フランス重農主義理論は農産物輸出の禁制を減少させるための自由放任という標語を明瞭に唱えた。イギリスの経済学者たちは政府政策に直接影響を与える試みをしなかったが、フランスの経済学者達はそうではなかった。ジャック・テュルゴーは重農主義経済学者であるが、1774年から1776年の間財務総監を務めて、ギルドの廃止やフランス国内外での穀物取引の自由化に取り組んだ。ただし外国貿易を貿易禁止から解放するという試みは反対に遇い失敗に終わった。しかしながら、重農主義者達の影響はテュルゴーの改革の試みだけで終わらなかった。英仏間の貿易禁止制度に初の突破口が開かれたのは彼らの功績と考えてよい。

キンドルバーガーによると、この1786年の条約は

フランス重農主義を実践したものであると言う。44 ただし、自由放任輸出という重農主義原理はこの条約下で1789年までに輸入でもたらされた被害という代償によって、その信頼性が損ねられた。45

デュポン(DuPont de Nemours)はテュルゴーやフランソワ・ケネーの社会・政治・経済理論の支持者であり提唱者であった。彼はこの働きに「重農主義(Physiocracy)」という名称を付けた。そして、『重農主義』の共著者であり、諸国間での低関税や自由貿易を提唱した。また重農主義者の四方を促進し広めたいくつかの改革志向経済誌の編者でもあった。なかんずく、1786年英仏通商条約策定において重要な役割を果たしたことが歴史家達の間で知られている。46

2) 経済戦争の一時的休戦

ルイ14世の時以来の2カ国間の継続的経済戦争を 実質的には短期間であるが終結させた。 47 この通商 条約が施法されていたのはわずか5年と半年(1787 年5月から1793年1月)であった。それは例えて言 えば間奏曲に過ぎなかった。 48

3) 密貿易軽減の試み

イギリスにとっては、負債返済からイギリスを救う手段の一つがこの通商条約であったと考えられる。当時の関税が高かったので、密貿易が止まなかった。そのせいで関税納付がほとんどなかった。ピットは関税を軽減し、関税徴収を単純化したので、その結果、密輸が減少し、低関税は高関税よりも歳入をもたらした。49以前は毎年、4百万ガロンのブランデーがイギリスに密輸されていたが、支払われた関税はわずか60万ポンドであった。50イーデン条約の1786年から1793年の戦争勃発までのほんのわずかの期間であるが、英仏間では直接的な貿易があった。そうであっても、二カ国間では大量の密貿易がいつもあったに違いない。51

4) 互恵的自由の試み

英仏の伝統的通商航海政策を実際に無効にしたのはこの条約であった。1713年以来,英仏通商はユトレヒト条約 (the Treaty of Utrecht) で管理されてきたが,この条約で保証された貿易の互恵的自由は決して実施されることがなかった。なぜならイギリ

スがこの条約の8条と9条を批准しなかったからである。8条は最恵国条項であり、9条は1664年以来英仏貿易において2つの政府の関税の増大のほとんどを廃止させるものであった。52 イギリス側の反対はメシュエン条約(Methuen Treaty)の条項を手付かずのままにしておきたかったからである。この条約はポルトガルとイギリスの通商関係をほぼ永久的に固定するものだった。すなわちポルトガルはイギリスの毛織物を法律によって禁じられるまで永遠に輸入させることを許し、イギリスはフランス製ぶどう酒に課せられる関税よりも少なくとも3分の1少ない関税をポルトガル製ぶどう酒に課して輸入させることを許すものであった。53

5) 固定された関税率を組み込んだフランス初の 通商条約

通商条約は中世紀以降、欧州では普及していた。かかる条約は主に人々や財産の安全、外国港における船舶の特権と課税を扱うものであったが、イーデン条約はフランスの条約史上初めて、固定化された関税率が組み込まれた。54

6) 関税率の規定は最初から部分的にはフランス に有利なこと

この条約で規定される4つの財はフランスにとって有利である。すなわち、ブドウ酒、ブランデー、酢、油である。これらはすべてフランスの主要生産物であり、イギリスは同等の優位を持ち合わせていないので、これらの財で競合するには程遠い。しかし、その他の関税に関しては、この条約によって互恵的に輸入されることが許される。すなわち、フランス市場がイギリス製の同等の財に対して開放されるのと同じ条件で、イギリス市場がフランス製の同等の財に対して開放される。従って、両国の諸条件によって、輸出入の方向が決定するはずである。

7) メシュエン条約のフランスに対する差別的関 税を軽減した

2カ国間通商条約は条約外の諸国にとって差別的である。メシュエン条約はイギリスがポルトガルのぶどう酒に対する輸入関税を引き下げ、ポルトガルはイギリスの布に対して特に低い関税を与えた。55しかしその他の国からの輸入に関しては、これらの

低関税ではなく、かつての関税が適用された。このメシュエン条約は、明らかにぶどう酒輸出国であるフランスに対して向けられたもので、英仏関係をより苦々しいものとした。メシュエン条約の第2条では、ポルトガル産のブドウ酒をイギリスは永久的に輸入することを許す旨が述べられているが、英仏が戦争状態であろうが、平和であろうが、その輸入を継続するとしている。56 この苦々しさは1786年の英仏通商条約のフランス製ぶどう酒に対する関税引き下げによって、多少軽減された。57

8) 通商制度変革の前兆

国際貿易を管理する唯一の方法として長期に亘り受け入れられてきた通商制度変革の分岐点を与えた。18世紀のフランスの通商政策は、自国の製造業と農業に自国市場の実質的独占を与えるために外国からの輸入を最小限に抑制することを目指した。そしてフランスの航海政策は、フランスと世界の運輸を可能な限り、フランス船に確保することを目標とした。こうしたフランスのみならず、イギリスの独占の試みを無効にする試みがこの条約であった。58

6. 英仏通商条約発効後

イーデン条約の発効のフランスに対する幾つかの 記述がある。例えば、靴下 (メリヤス) 類産業であ る。イギリスでは技術発展において、この産業が重 要な役割を果たしたが、フランスはそのような役割 を果たすことが出来なかった。他の繊維産業部門と 同様に、イギリスほど地域的な集中がなかったし、 企業が利する市場地域は特定の地域にひどく限定し ていた。作業場はイギリスほど一般的ではなかっ た。フランスの技術進歩が遅行的で困難なものであ っても、驚くことではなかった。靴下編み機の普及 は、部分的には政府規制のせいでイギリスよりもフ ランスの方が遅かった。イギリスでは18世紀中頃か ら、ジュデディア・ストラッドが開発したリブ編機 を始めとして、多くの編機がこの産業に大変革をも たらした。これらの編機は18世紀末になって初めて フランスに導入されたが、幾つかの例外を除いて、 こうした編機が使われるようになったのは基本的に

19世紀になってからである。

1765年、ハーグリーブズ(James Hargreaves)が 1764年に発明したジェニー紡績機を完成させた。 アークライト(Richard Arkwright)の水力紡績機は 1769年に認可を受けて、工場を操業した。1779年にはサミュエル・クロンプトンはこのジェニー紡績機とアークライトの水力紡績機を改善し、ミュール紡績機を完成させた。こうした綿織物の生産技術の向上は、販売の捌け口をフランスに見出すことを導いた。59

1786年の英仏通商条約の次の年,1787年になって、イギリス製のメリヤス製品はフランス市場にあふれた。つまり、1786年英仏通商条約はイギリス製のメリヤスはフランスとの競争において品質と価格において、優れていることの決定的証拠を与えたのである。60

英仏通商条約の結果の一つは、フランス市場がマンチェスターとペーズリーの財に対して門戸を開いたことである。その代わりとして、フランスで製造された木綿素材が初めてイギリスに入った。しかし、この互恵制度は、技術進歩を持って、より多くの財をより安価に製造することのできた国に必然的な便益を与えたのであった。⁶¹

興味深いことは、この条約によって繊維の関税が下げられたが、その影響を受けたのはノルマンディーの繊維産業であって、アルザスの繊維産業はイギリスから距離的に離れていたので守られたことである。62

他の結果としては、二カ国間の輸入禁止の抑制がなされ、10~12%の従価税がそれに取って代わった。ワインや蒸留酒は10~12%の関税で輸入が許された。フランス製ワインはイギリス関税の69%削減を達成した。ただし、この関税譲許の便益は、ポルトガルがメシュエン条約に含まれる特恵待遇の約束履行でさらなる引き下げを獲得したので、大幅に失われた。⁶³ この両国は金属製品や金属の関税を10%の従価税まで下げ、コットン、毛織物、磁器製品、ガラス製品は12%に下げられた。⁶⁴ 機械で製造されたイギリス製の製品はフランスに流入した。フランスの既に不況に入っていたすべての製造業中心地か

ら激しい抗議が即座に起こった。1793年に戦争が勃発する前に、革命政府によってこの条約は破棄された。65

イギリスの大製造業にとってはこの条約は有利なものであった、なぜなら、彼らの中にワイン製造業はなかったし、フランス製絹製品には輸入禁止が課せられたままだったからである。66 イーデンはフランス製絹製品の輸入禁止の廃止を受諾することができたかもしれないが、スピタルフィールズの織工たちの暴動があって、ピットはこの産業を貿易に開放させることができなかった。67 仮にフランス革命がなかったとしても、フランス製造業の抗議によって、この条約は終わりを迎えていただろう。68

ただし、条約発効後、競争力が十分ではない部門は不況に陥ったかもしれないが、その原因は必ずしも、条約から来るものではない。デュポンは、フランス経済は条約よりもむしろ、フランス自身の規制から被害を受けたと論じている。デュポンによると、イギリスがフランスよりも優位を当時、多かれ少なかれ持つ産業は、木綿物、陶器、毛織物品、革製品、金属製品であったという。®それからこれらの部門において、なぜフランスが競争力を十分持っていなかったかの理由を2つ述べた後で、2つの提案をしている。第一に独占的状況から便益を得ることを許しているいくらかのフランス製造業に与えられた排他的特権を廃止することと、国内財を外国財よりも安価にしてしまう内国通商障壁を除去することである。70

2カ国の領土内では、自由に安全に、陸路であっても海路であっても、認可や旅券なしで、住居、旅行、消費財の購入と使用、宗教的信仰の実践に対する互恵的自由を規定していた。フランスが得た主要な通商上の優位はワインとその他の財であった。それらに関して、フランスはより豊かな土地、気候、自然資源のおかげで秀でていた。一方、イギリスは、自然的な優位ではなく、卓越した技能や企業の優位ゆえに秀でていた財に対する減税によって便益を得

た。特にそれらは、陶器、綿織物、鉄製品であった。⁷¹ 英仏間の合法的貿易額の推定値は著しく異なるが、1780年央から1790年代初頭の間に2倍以上に急増したことが共通している。ここでの難点は、この増加はどれだけ密貿易から合法的貿易に鞍替えしたかを正確に述べることができないことである。ただ貿易の急増によって、政府歳入が増え、密貿易の減少は消費者利益を増大させたと言えるであろう。⁷²

7. 結びに代えて

ピットがスミスの弟子と称され、ヴェルジェンヌが重農主義者の影響を受けたように、19世紀の経済学者達の自由貿易理論が1786年の英仏通商条約締結の背後にあったことは否定できない。しかし、現実の政治は理論と異なることは言うまでもない。貿易制限の継続に経済保障を持つ反対者が存在した。そして国民の支持を確保することはより困難な問題であった。この条約は1787年5月から1793年1月のわずか5年半の発効期間しか持つことができなかった。

この条約のおかげで、フランス市場はマンチェスターやペーズリーで作られた財に対して開放された。そしてフランスで製造された木綿素材が初めてイギリスに輸入された。この互恵を謳う条約は、技術進歩のおかげでより大量の財をより安価に製造できる国に主に便益をもたらした。これは自由競争の結果であったと言えるかもしれない。

1860年英仏通商条約はおそらく自由貿易の絶頂期を代表しただろう。フランスが保護貿易から転じて、ナポレオン3世がイギリスの自由貿易を受け入れたものだからである。この1860年の条約の先駆者的役割を果たしたのが、1786年英仏通商条約である。つまり、この1786年英仏通商条約は輸出禁止と高関税のみが繁栄の唯一の道であるという仮定を揺るがすきっかけの一つであったのだ。

註

- 1 フランス側にはイギリスの製品が大量に流入したが、フランスのブドウ酒輸出はそれほど伸びなかった。産業革命を通じての工業化の格差が生じていたことが示唆される。
- 2 Haight, p.12; Corwin, p.371. この条約の背後にあった知的推進力はスミスと, ピエール・サムエル・デュポン・ド・ヌムールという説もある。Fay (1956), p.160.
- 3 Scott, p. 343.
- 4 Schumpeter, p. 6.
- 5 Smith, pp. 370-1. 水田洋監訳『国富論2』338ページ。現在の戦争とは水田洋氏によると、アメリカ独立戦争またはフランスとの植民地争奪戦争をさすという。
- 6 政治家で外交官である。後に、Lord Aucklandと称 するようになった。
- 7 Kindleberger (2000). p. 73. ピット=ヴェルジェンヌ条約と称されることもある。Fay (1928), p. 31. Henderson は Eden-Rayneval treaty とも称している。この呼称は条約の前文に相当する箇所に、彼ら2人の名称が列記されているから、単に the Eden Treatyと呼ぶより、より現実を描写する呼称である。
- 8 Hassall, pp. 201 2.
- 9 Ehrman, p. 4. 締結の完了規定は1783年9月3日の この条約の最終版に但し書きで付け加えられた。Henderson, p. 106.
- 10 Beatson, p. 383; Hague, p. 239; Scott, p. 343; Bowden (1919), p. 18; Bowden (1925), p. 181. イギリス側はユトレヒト条約に全く満足しており, 新規の条約は必要がなかったという説もある。Browning, p. 351. ヴェルジェンヌは, 締切延長の要請に対して,12カ月に延長可能な6カ月の猶予を与えた。Browning, p. 354.
- 11 Browning, p. 351.
- 12 Rose (1908), p. 711.
- 13 Donaghay, p. 1165 6.
- 14 Scott, p. 343; Haight, p. 12.
- 15 つまり、1784年3月の選挙以降のことである。
- 16 Rose (1911), p. 328.
- 17 Ehrman, pp. 13 4.
- 18 Rose (1911), p. 328.
- 19 Brecher, pp. 17 8.
- 20 Browning, p. 349.
- 21 Heckscher, p. 18.
- 22 Scott, p. 343.
- 23 Thompson, p. 132.
- 24 ノース卿が、アイルランドの自由貿易の要求運動に 対して譲許し、1779年12月13日に、アイルランドは、

- 東インド会社が管理する部分を除いては諸植民地と自由に貿易をすることを認可し、ガラス製品や羊毛、紡毛織物の輸出禁止を撤廃し、アイルランドに貴金属を持ちこむことを禁ずる法を無効にしたことがあげられる。Connolly、p. 208;Kenny、p. 76;Brown、p. 81;Lock、p. 445;Morris、p. 345;Barker、p. 187.
- 25 両国の議会に攻撃され、ピットはこの提案を撤回している。Evans、p. 64. ピットは1785年2月22日に庶民院でアイルランドとの経済同盟を提案する動議を行なった。Wiener (vol. 2), pp1500-11.
- 26 ピットの政策の中では英仏通商条約より卓越したものはないと Rose は評している。Henderson はこの条約は18世紀の最重要通商条約であると評している。
- 27 Williamson, p. 339.
- 28 Hague, p. 228.
- 29 Rose (1908), p. 716. イーデンはアイルランド銀行の設立に部分的ではあるが有益な働きをした。
- 30 Mantoux, p. 263.
- 31 アダム・スミスの自由放任経済の理論の影響で、関 税引下げの長期に亘る過程をピットが始めたと Knappen は評価している。p. 467.
- 32 Hague, pp. 228 9.
- 33 Stanhope (Vol. 1), p. 430.
- 34 Haldane, P. 49.
- 35 Stanhope (Vol. 3), p. 408.
- 36 Stanhope (Vol. 1), p. 14.
- 37 Wiener, p. 127.
- 38 Evans, p. 28.
- 39 Mantoux, pp. 391 2 ; Bowden (1925), pp. 183 4. Briggs によると, アイルランドとの関税同盟には製造業評議会はほとんど一致して反対したが, フランスとの通商条約に関しては, 歴史を持つ製造業者は保護をまだ必要としたが, 新規の産業家は共同市場を欲したという。Briggs, p. 120.
- 40 Bowden (1925), pp. 181 2.
- 41 Wiener (vol. 1), pp. 126 133.
- 42 Rose (1908), p.717. デミピース当たり6シリングの従量税がイギリスのキャンブリック生地製造業者から薦められていた。これは密輸を妨げるであろうとみられた。
- 43 Haight, p. 12
- 44 Kindleberger (2000), p. 80.
- 45 Kindleberger (2000), p. 81.
- 46 Murphy, p. 569.
- 47 1713年から約70年の間,英仏戦争の中には,オーストリア継承戦争,7年戦争,アメリカ独立戦争があり,工業化の影響が出るにつれて,海外市場での通商上の競争が増大した。
- 48 Fay (1928), p. 31.
- 49 Williamson, p. 339.

- 50 Hague, p. 229.
- 51 Schumpeter, p. 10.
- 52 関税障壁を低減させるこの試みを拒否したことは、 英仏間の合法的貿易が少なかったことの一因であっ た。
- 53 Henderson, pp104-5.
- 54 Haight, p. 12.
- 55 イギリス製の布地と織物でポルトガル市場を独占させる試みであった。Browning, p. 352.
- 56 Smith, p. 408.
- 57 Haight, p. 35.
- 58 Henderson, p. 104.
- 59 Browning, p. 350.
- 60 メリヤス類の記述に関しては大部分 Szostak に依存 している。pp. 220-1.
- 61 Mantoux, p. 263.
- 62 Kindleberger, p. 117.
- 63 Haight, p. 12. 1703年のメシュエン条約では、イギリスのポルトガルへの布と織物の輸出を容易にさせ、その代わりに、ポルトガル産ワインの輸入税をフランス産ワインの輸入税のわずか三分の二にする取り決めであった。Smith, p. 409; Marshall, p. 13.
- 64 Scotte, p. 343.
- 65 Fay (1928), p. 31; Doyle,p. 40.
- 66 Rose (1908), p.718. イギリスの政治家たちのところには絹製造業者からの嘆願書が殺到しており, かかる嘆願書では絹が適度な高関税であってさえも輸入されると, 絹産業は崩壊するだろうと宣言されていた。
- 67 Henderson, p. 107; Eden, pp120-1.
- 68 Fay (1928), p. 35.
- 69 DuPont, p. 11.
- 70 DuPont, p. 11; p. 28.
- 71 Bowden (1925), p. 182.
- 72 Scott, p. 343.

参考文献

Auckland, William Eden Baron. The journal and correspondence of William, lord Auckland; with a preface and introduction by the Bishop of Bath and Wells. London: R. Bentley. 1861.

Barker, Sir Ernest. Essays on Government. Oxford: Clarendon Press, 1951.

Beatson, Robert. *Naval and Military Memoirs of Great Britain, from 1727 to 1783*. Vol.VI. London: Longman, Hurst, Rees and Orme. 1804.

Brecher, Frank W. Securing American Independence: John Jay and the French Alliance. Westport, CT.: Praeger. 2003.

Bowden, Witt. Industrial Society in England towards the End of the Eighteenth Century. New York: The Macmillan Company. 1925.

Bowden, Witt. "The English Manufacturers and the Commercial Treaty of 1786 with France." The *American Historical Review*, Vol. 25, No. 1 (Oct., 1919), Oxford University Press on behalf of the American Historical Association. pp. 18-35.

Briggs, Asa. *The Age of Improvement*. London: Longmans, Green, 1959.

Brown, Richard. Church and State in Modern Britain, 1700–1850. New York: Routledge. 1991.

Browning, Oscar. "The Treaty of Commerce between England and France, 1786." *Transactions of the Royal Historical Society*, New Series, Vol. 2. (1885). pp. 349–364.

Chalmers, George. *Collection of Treaties between Great Britain and other powers*. London: John Stockdale, Piccadilly. 1790.

Cole, Charles Woolsey. French Mercantilist Doctrines before Colbert. New York.: R.R. Smith, Inc..1931.

Cole, Charles Woolsey. *Economic History of Europe*. edited by Clough, Shepard Bancroft. Bosotn: D. C. Heath. 1952.

Connolly, S. J. *The Oxford Companion to Irish History*. Oxford: Oxford University Press. 1999.

Corwin, Edward S. French Policy and the American Alliance of 1778. Princeton, NJ: Princeton University Press, 1916.

Donaghay, Marie. "Calonne and the Anglo–French Commercial Treaty of 1786." *Journal of Modern History*, Vol. 50. No. 3. On Demand Supplement. Sept. 1978. University of Chicago Press.

Doyle, William. *Old Regime France*,1648–1788. New York: Oxford University Press. 2001.

Dupont de Nemours, P.-S. 1788. Lettre a la Chambre de Commerce de Normandie; Sur le Mdmoire qu'elle a publie relativement au Traite de Commerce avec l'Angleterre

Ehrman, John. The British Government and Commercial Negotiations with Europe 1783–1793. Cambridge: At the University Press. 1962.

Evans, Eric J. William Pitt the Younger. London: Routledge. 1999.

Fay, C. R. Great Britain from Adam Smith to the Present Day: An Economic and Social Survey. London: Longmans, Green and Co. Place of publication: London. 1928.

Fay, C. R. Adam Smith and the Scotland of His Day. Cambridge, England: University Press. 1956.

Guyot, Yves. *The Comedy of Protection*, translated by Hamilton, M.A. London: Hodder and Stoughton. 1906.

Haight, Frank Arnold. A History of French Commercial Policies. New York: Macmillan. 1941.

Hague, William. William Pitt the Younger. London: HarperCollinsPublishers. 2004.

Haldane, R.B. *Life of Adam Smith*. London: Walter Scott. 1887.

Hassall, Arthur. France, Mediaeval and Modern: A History. Oxford: Clarendon Press. 1919.

Heckscher, Eli F. *The Continental System: An Economic Interpretation.* ed. by Westergaard, Harald. translated by Fearenside, C. S. Oxford: Clarendon Press. 1922. Kelly, James. "The Anglo–French Commercial Treaty of 1786: The Irish Dimension."

Eighteenth-Century Ireland / Iris an dá chultúr. Vol. 4, (1989), Eighteenth-Century Ireland Society pp. 93 -111

Henderson, W. O. "The Anglo-French Commercial Treaty of 1783." *The Economic History Review.* New Series, Vol. 10, No. 1 (1957). Wiley. pp. 104-112.

Kenny, Kevin. *Ireland and the British Empire*. New York: Oxford University Press, 2004.

Kenwood, A.G. and Loughheed, A. L. The Growth of the International Economy 1820–1990. London and New York: Routledge, 1992.

Kindleberger, Charles P. "The Rise of Free Trade in Western Europe," in *International Political Economy: Perspectives on Global Power and Wealth.* edited by Frieden, Jeffry A. Frieden and Lake, David A. London: Routledge. 2000.

Kindleberger, Charles P. World Economic Primacy,1500 to 1990. New York: Oxford University Press.. 1996.

Knappen, M. M. Constitutional and Legal History of England. New York: Harcourt Brace. 1942.

Koehn, Nancy F. *The Power of Commerce: Economy and Governance in the First British Empire*. Ithaca, NY: Cornell University Press. 1994.

List, Friedrich, *The National System of Political Economy*. Translated by Lloyd, Sampson S. New York: Longmans, Green, and Co. 1909. (『リスト経済学の国民的体系』小林昇訳 岩波書店 1970年)

Lock, F. P. Edmund Burke. Volume: 1. Oxford: Clarendon Press. 1998.

Mantoux, Paul. The Industrial Revolution in the Eighteenth Century: An Outline of the Beginnings of the Modern Factory System in England. translated by Marjorie Vernon. London: Jonathan Cape. 1928.

Marshall, Dorothy. *Eighteenth Century England*. New York: D. McKay Co. 1962.

Mokyr, Joel. and Nye, John V.C. "Distributional Coalitions, the Industrial Revolution and the Origins of Economic Growth in Britain, "Southern Economic Journal.

Volume: 74. Issue: 1. Southern Economic Association, 2007.

Moon, Bruce E. Dilemmas of International Trade. Colorado: Westview. 2000.

O'Bryen, D. A view of the treaty of commerce with France: signed at Versailles, September 20, 1785, by Mr. Eden. The second edition. London: J. Debbrett; and J. Bew. 1787.

Morris, Richard B. *The Era of the American Revolu*tion: Studies Inscribed to Evarts Boutell Greene. New York: Columbia University Press. 1939.

Murphy, Orville T. "DuPont de Nemours and the Anglo-French Commercial Treaty of 1786." *The Economic History Review*. New Series, Vol. 19, No. 3 (1966), New Jersey: Wiley. pp. 569 – 580.

Nye, John V.C. War, Wine and Taxes The Political Economy of Anglo-French Trade, 1689–1990. New Jersey: Princeton University Press. 2007.

Peterson, Merrill D. *Thomas Jefferson and the New Nation : A Biography* . London : Oxford University Press, 1975.

Prasch, Robert and Warin, Thierry "II Est Encore Plus Important De Bien Faire Que De Bien Dire': A Translation and Analysis of Dupont De Nemours' 1788 Letter to Adam Smith." *History of Economics Review*. Issue: 49, Winter 2009. Sydney: History of Economic Thought Society of Australia.

Richardson, Joseph. Complete Investigation of Mr. Eden's Treaty as it may affect the Commerce, the Revenue or the General policy of Great Britain. London: J. Debrett 1787

Rose, J. Holland. "The Franco-British Commercial Treaty of 1786." *The English Historical Review*. Vol. 23, No. 92 (Oct., 1908). Oxford University Press. pp. 709 – 724.

Rose, J. Holland. William Pitt and National Revival. London: George Bell & Sons. 1911.

Schumpeter. Elizabeth Boody. English Overseas Trade Statistics, 1697–1808. Oxford: Clarendon Press. 1960.

Schroeder, Paul W. *The Transformation of European Politics*, 1763–1848. Oxford: Clarendon Press. 1996.

Scott, Samuel F. *Historical Dictionary of the French Revolution 1789–1799.Volume : 1.* Edited by Rothaus, Barry. Westport, CT.: Greenwood Press. 1985.

Smith, Adam. An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations.edited by Bullock, C. J. New York: P. F. Collier & Son. 1909. 385(『国富論 2』 水田

洋監訳 岩波書店 2000年)

Spiegel, Henry William. *The Development OF Economic Thought: Great Economists in Perspective*. New York: John Wiley & Sons. 1952.

Stanhope, Earl. *Life of the Right Honourable William Pitt with extracts from his ms. Papers*. Vols. 1. and 3. New ed. London: J. Murray. 1879.

Szostak, Rick. *The Role of Transportation in the Industrial Revolution: A Comparison of England and France.*Montreal: McGill-Queens University Press. 1991.

Thompson, William R. *The Emergence of the Global Political Economy*. London: Routledge, 2000.

Viner, Jacob. Studies in the Theory of International

Trade.Clifton: Augustus M. Kelly-Publishers. 1975.

Wiener, Joel H. Great Britain: Foreign Policy and the Span of Empire,1689–1971 A Documentary History. Volume: 1 and Volume: 2. New York: Chelsea House. 1972.

Williamson, James A. *The Evolution of England: A Commentary on the Facts*. Oxford: The Clarendon Press, 1931.

Young, Arthur. Travels, During the Years 1787, 1788, and 1789. Undertaken More Particularly with a View of ascertaining the cultivation, wealth, resources, and national prosperity of the Kingdom of France. London: J. Rackham; for W. Richardson, Royal–Exchange. 1792.

抄 録

1786年英仏通商条約はアダム・スミスと重農主義者の弟子たちの明白な勝利のようである。イギリス側に関しては、ウィリアム・ピットは『富国論』の信奉者であり、フランス側の交渉者は伝えられるところによると、重農主義者の影響下にあった。この条約の意義は、取り巻く環境のせいで発効期間がどちらかといえば短かったが、自由貿易の絶頂期である。1860年英仏通商条約を導く先駆者的な役割を果たしたと言える。

キーワード:ウィリアム・ピット 小ピット、イーデン条約、ヴェルジェンヌ、1786